

子どもによる地域活動推進事業実施要領

平成29年3月30日制定

平成31年3月25日最終改正

島根県西部県民センター

1. 目的

本事業では、県西部地域の住民組織や学校、関係機関・団体等が連携して、地域の子どもたちが主体性をもって継続的に地域資源を活かした地域活動を行う場をつくる、地域活動団体の立ち上げ及び既存団体の活動の発展を促すとともに、市町が実施する本事業に関連する施策の後方支援を行う。そのことにより、子どものふるさと教育、キャリア教育はもとより、保護者世代や地域の関係機関の協働を促進し、地域全体の活性化を図っていく。

2. 子どもによる地域活動の定義

本事業において、「子どもによる地域活動」とは、子どもたちが地域住民の一員として、主体的に地域住民との関わりを持ちながら、継続的に取り組む地域づくり活動のことをいう。

3. 事業期間

平成31年度（単年度）

4. 事業内容

（1）活動費補助

西部県民センターは、子どもによる地域活動のための活動費について補助を行う。

ア 対象は、県西部地域に所在し、子どもによる地域活動を行う地域自治組織等の任意組織又は法人等（以下、地域づくり団体等という。）とし、別紙留意事項に沿った活動について支援する。平成28年以前の子ども地域活動モデルづくり受託団体並びに平成29年度及び平成30年度の本事業の支援団体については、別紙に掲げる発展性を認められる取組みに限り補助対象とする。

イ 1団体あたり、活動の立ち上げ、活動の発展等に要した事業費200千円を上限に、1/2以内の経費を補助する（200千円の事業費の場合、100千円以内の経費を補助）。

ウ 補助件数は5件程度とする。

エ 補助金の交付にあたっては、「地域の活力創出支援事業補助金交付要綱」によるものとする。

(2) サポーター・コーディネーターへの支援

西部県民センターは、子どもによる地域活動推進のため、本事業の支援団体及びその他の地域づくり団体等のサポーター・コーディネーターを対象とした研修を開催する。

(3) 地域づくり団体等のネットワークづくり、相談対応

西部県民センターは、子どもによる地域活動推進のため、地域づくり団体等のネットワークづくり支援及び成果発表の場づくりとして、報告会を開催する。

また、本事業の支援団体に限らず、子どもによる地域活動に関する相談を受け付けるほか、活動における講師紹介等、子どもによる地域活動の推進のための支援を行う。

(4) 子どもによる地域活動の普及・啓発事業支援

西部県民センターは、本事業の支援団体について、地域内での子どもによる地域活動の普及・啓発のため下記のとおり支援を行う。

ア 対象は、支援団体が地域内で行う、子どもによる地域活動に関する研修会及び報告会とする。

イ 西部県民センターは、地域内での研修会又は報告会を開催する支援団体に対し、講師・ファシリテーター等を派遣するものとする。

ウ 講師・ファシリテーター等の派遣回数は、1地区につき1回程度とする。

5. 活動費補助及び支援の要望について

(1) 支援要望

4.(1)の支援を要望する地域の所在市町が「子どもによる地域活動推進事業 支援団体推薦書」(様式1)を西部県民センターあて提出する。

(2) 支援団体の決定

支援要望のあった地域づくり団体等から活動内容等のヒアリングを行い、地域づくり団体等が西部県民センター所長あて提出する「子どもによる地域活動推進事業 実施計画書」(様式2)をもとに、所在市町や地域の取組み状況、関係機関との連携体制、活動内容等を踏まえて予算の範囲内で支援団体を決定する。

(3) 支援要望の追加募集

上記(1)(2)の手続きの結果、支援団体の決定が予算に満たない場合は、追加募集を行うことができるものとする。

6. 活動状況の確認

(1) 活動状況報告書の提出

西部県民センターの指示により、活動状況等をまとめた「活動状況報告書」を提出すること。

(2) 随時の状況確認

実施計画等をもとに、活動内容に応じて、随時、西部県民センター職員が支援地域に出向き活動状況を確認する。

7. 関係機関への状況報告

西部県民センターは、支援要望の募集、支援団体の決定、支援の実施状況、支援団体からの実施状況報告の内容等、事業の実施状況について、随時、県関係機関に報告等情報共有を行うものとする。

8. その他

本要領に定めるもののほか、事業の実施に際して必要な事項は、西部県民センター所長が別途定める。

附 則

1 この要領は、平成29年3月30日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成30年3月27日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成31年3月25日から施行する。

(別紙)

1. 子どもによる地域活動推進事業に関する留意事項

子どもによる地域活動推進事業実施要領（以下「要領」という。）4.（1）アに定める活動の留意事項は次のとおりとし、この実現に必要な活動を支援する。

- （1） 地域活動を行う子どもを確保する。
- （2） 子どもたちが活動を行うためのコーディネーターを設置し、地域住民及び保護者等が組織的にサポートする。
- （3） 活動に当たって、島根県及び地元市町、関係機関等と適宜協議を行うとともに、地区内の小学校、中学校、高等学校等の教育機関をはじめ、関係組織・団体等との連携を図る。
- （4） 本事業で実施する活動を地域内外へ情報発信を行う。
- （5） 上記を行うための地域内での調整の場づくり（会議の開催等）を行う。
- （6） 活動のひとつとして、活動費を捻出するための経済活動を行う。
- （7） 地区において子どもの地域活動が継続するよう必要な措置を講ずる。
- （8） その他、子どもによる地域活動の推進に必要なことに取り組む。

2. 発展性を認められる取組み

要領4.（1）アに定める発展性の認められる取組みは、次のいずれかに該当するものをいう。なお、前年度以前に実施した取組みと同様のテーマであっても、子どもが新たな企画を取り込むものや過去の取組みの反省点を踏まえ内容を改善するもの等新たな発展を加えた取組みを含むものとする。

ア 要領2. に掲げるような活動であって、子どもが中心となって企画又は運営する新たな取組み

(例)・子どもが地域の話聞いて、新たに自らやりたいと思っている、地域の課題解決につながる活動

- ・活動メンバーを子ども自ら募集する活動
- ・地区内の教育機関とともに活動

イ 要領2. に掲げるような活動であって、他地域と連携して行う新たな取組み

(例)・他地域へのイベント出店、共催

- ・他地域の子ども地域活動団体、地域系部活動、学生地域活動団体とともに活動

ウ 要領2. に掲げるような活動であって、地域又は子ども地域活動の魅力を広く地域内外に発信・伝達できる新たな取組み

(例)・地域や子ども地域活動の情報発信媒体作成

- ・団体をPRするためのユニフォーム、キャラクターグッズ等の作成